

くらしのかわら版

第60号

令和2年12月発行

第60号の内容



▼インターネット通販のトラブルが急増しています！

格安をうたう家電品等の模倣サイト

大手通販サイトを名乗るフィッシングメール

▼くらしのレスキューサービスで高額請求！

▼特殊詐欺からあなたを守る「留守番ボタンをポチっと」作戦！など

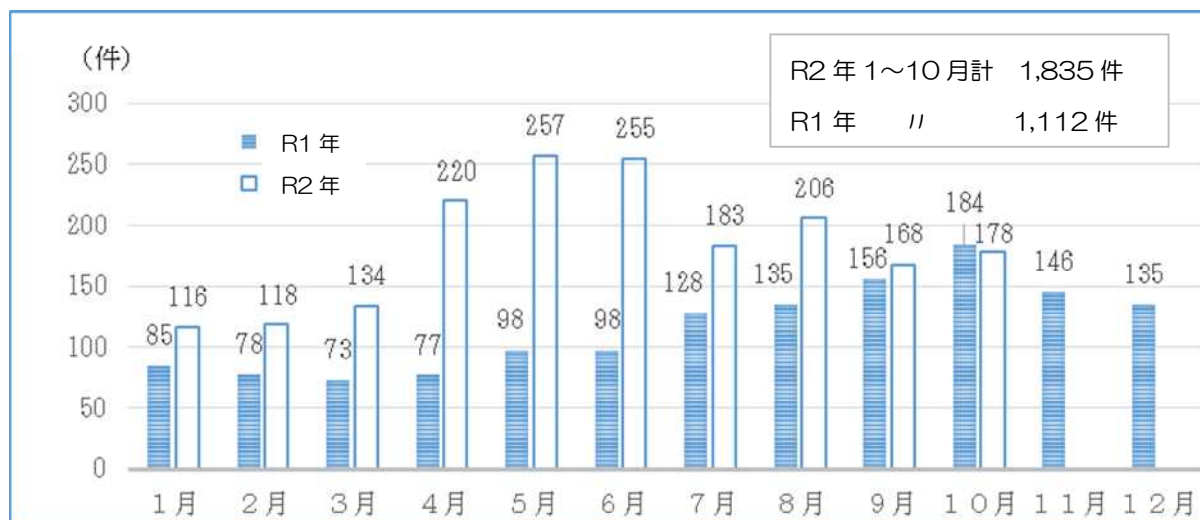
インターネット通販のトラブルが急増しています！

新型コロナウイルスの影響により、自宅で過ごす事が多くなり、ネット通販を利用する機会が増えました。このような「巣ごもり消費」と言われる生活様式の変化に伴って、県内の消費生活センターに寄せられたネット通販でのトラブルに関する相談（令和2年1月～10月）は、前年同期と比較して約1.7倍の1,835件に急増しました。

健康食品等を安価な「お試し価格」で購入したが、複数回の購入が条件だったといった定期購入トラブルに関するものが目立ちます。また、商品代金を支払ったのに商品が届かない、業者と連絡が取れない、粗悪品が届いた等の詐欺的な通販サイトに関するトラブルも寄せられました。大手通販サイトをかたるフィッシングメールに関する相談も増加しています。



インターネット通販（物品）の受付年月別相談件数



格安をうたう家電品等の模倣サイト

有名なメーカー等のWEBサイトで、販売価格が大幅に割引されている商品を注文し、代金を支払ったものの、商品が届かず、サイトにあったフォームから問い合わせをしても返信が来ないので、会社概要に記載されている問い合わせ番号に電話したがつながらない。

- インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文した商品と異なるものや偽物が届いた」等のトラブルは、詐欺的サイトによるものである可能性があります。
- 最近では**有名家電メーカー等の正規サイトを精巧にコピーした模倣サイトも確認**されています。検索サイトで見つけたサイトや初めて利用するサイトは、不審な点がないかよく確認しましょう。

<通販サイトのチェックポイント>～購入する前に～

- 正規の価格より極端に安価である
- 正確な事業者情報（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない
- 日本語の表現が不自然である
- 支払方法が銀行振込みのみ、連絡手段がメールのみ
- サイトURLがおかしい（正規サイトと異なる）
- 決済がスムーズにいかず、何度も入力させられる



大手通販サイトを名乗るフィッシングメール

大手通販サイトをかたるメールやSMS（ショートメッセージ）が届き、「アカウントで不正なお支払いが検出」「アカウントを強制停止」「アカウント違反」などの文言に加えてURLが記載されていた。

- 個人情報を盗みとるフィッシングメールの可能性が高いため、**文中のURLをタップして氏名住所などの個人情報やパスワードなどのログイン情報、クレジットカード番号などを入力することは絶対にしないでください。**
- 日頃お使いの通販サイトからのメールやSMSであっても、文中のURLを確認せずにタップすることは避け、**正規サイトのURLであることを確認した上でログインし、不正利用等がないか確認**しましょう。
- 日常的に利用する通販サイトやネットバンキングなどは、正規のURLであることを確認した上で、お気に入りやブックマークに登録しておくことをお勧めします。

知って納得！ 消費生活相談事例

くらしのレスキューサービスで高額請求！！

水回りや鍵の修理、害虫の駆除など、いわゆるくらしのレスキューサービスは、緊急時に頼れるサービスですが、「広告よりも大幅に高額な料金を請求された」「修理などの作業内容が不十分だった」というトラブルが増加しています。

【事例1】「見積り無料」の広告を見て、修理事業者に水漏れを見に来てもらった。広告に記載された料金より見積もりが大幅に高額だったので断ると、キャンセル料を請求された。

【事例2】自宅の鍵を紛失し、インターネットで見つけた事業者鍵開けを依頼した。見積もりが高額だったが、急いでいたため、やむを得ず作業を依頼した。作業の結果、部品代としてさらに追加料金を請求された。

～トラブルにあわないために～

料金に納得できない時はきっぱり断りましょう！



- チラシやインターネットに表示された料金を鵜呑みにしないようにしましょう。現場の状況により、必ずしも広告の表示や電話で説明された料金で依頼できるとは限らないので、**作業前にしっかり料金を確認することが大切**です。
- できれば**複数社から見積もりを取り、サービスの内容や料金を十分に検討**しましょう。
- これらのトラブルは急を要する場合が多いため、**安心して修理等を依頼できる事業者について、事前に情報収集**しておきましょう。

中古の家電製品による思わぬ事故に注意！

フリマアプリなどの利用が増え、個人間で気軽に物品を売買できるようになりましたが、中古品を利用することで思わぬ事故が発生しています。

特に、**リコール対象製品や非純正バッテリーを取り付けている製品等は、火災等の重大事故が多く発生しているため、リコール情報や非純正バッテリーの使用の有無を確認**しましょう。消費者庁リコール情報サイト<https://www.recall.caa.go.jp/>

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

月～土 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

特殊詐欺から **あなたを守る**

「留守番ボタンをポチッと」作戦！

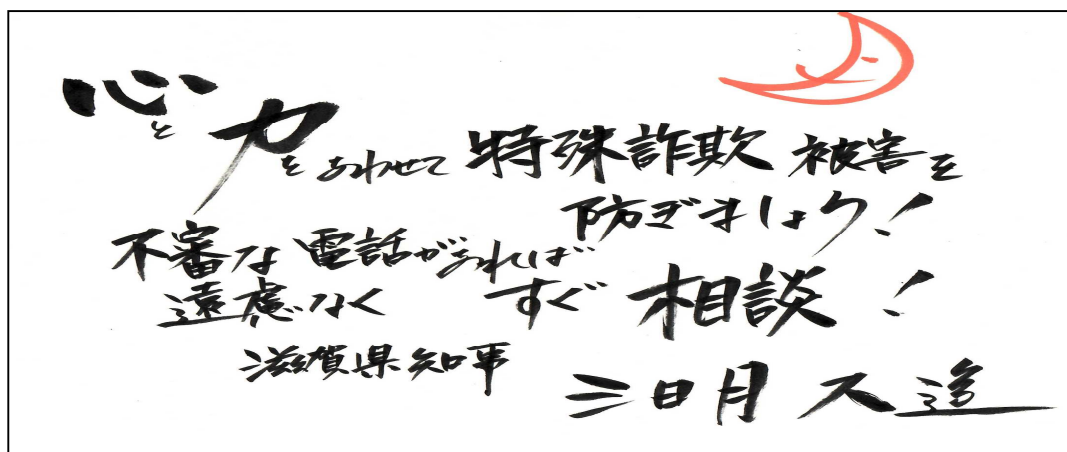
★★★在宅時も家の電話を留守番電話設定にするだけ！

詐欺犯人は留守番電話につながる
と電話を切ります。

メッセージを聞いて、必要なところにだけ、
掛けなおしましょう。



【三日月知事からの直筆メッセージ】



「私は大丈夫！」…その自信はどこからですか？

犯人は**詐欺のプロ**です。電話に出て、相手の話を聞いてしまうと、
騙されてしまいます。詐欺電話から自分を守るために、在宅時
も、常に**留守番電話設定**にしましょう。

ご両親や家族、ご近所の方にも勧めてください。

滋賀県・滋賀県警察

「くらしのかわら版」第60号（令和2年12月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



（ホームページ）



（Twitter）